

育児関連

- 産前・産後休業
- 配偶者出産休暇
- 出生時育児休業

- 子の看護休暇
- 出産祝い金制度

■ 育児休業

子が1歳6ヶ月に達した直後の4月20日、または2歳までのいずれか長い方まで取得可能(3ヶ月以内の休業の場合、最初の5日間は有給)

■ 育児短時間勤務

子が小学校3年生修了時まで可能(30分単位で1日2時間まで短縮可能)

■ 所定外労働の免除

子が小学校3年生修了時まで可能

■ 深夜勤務・時間外労働の制限

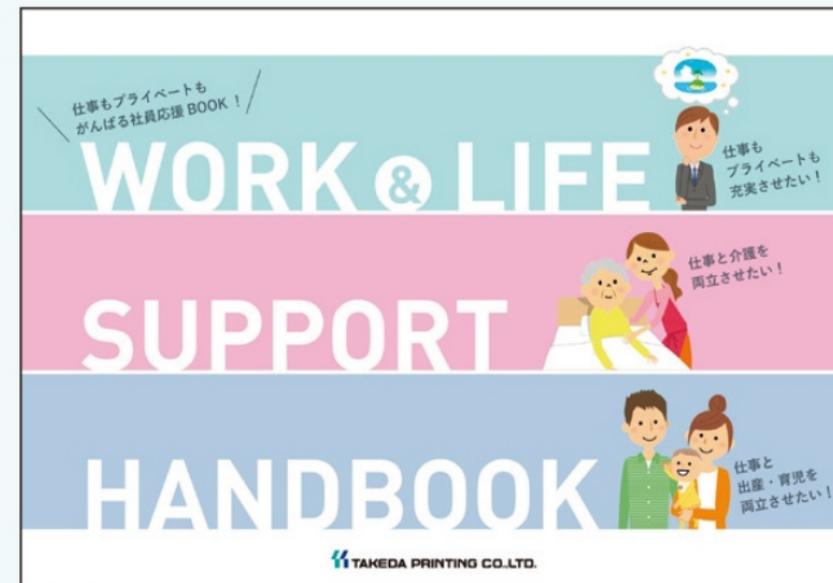
子が小学校3年生修了時まで可能

介護関連

- 介護休業
- 介護休暇
- 介護短時間勤務

柔軟な勤務の実現

- フレックス勤務
- 時間代休
- ウェルカムバック制度
- 勤務間インターバル
- テレワーク勤務
- メモリアル休暇制度
- ソリューション休暇制度



両立支援ハンドブック

プライベート、介護、出産・育児の用途別に使える制度等を紹介しています。